



さぬき市土地改良区総代選挙のお知らせ

現総代の任期が令和8年3月7日をもって満了となるため、新総代を選ぶための選挙を実施します。

なお、立候補者数が定数以下の場合は、投票を行わず、無投票当選となります。

○主な選挙日程(予定)

選挙期日 の 公告：令和8年2月2日

立候補の届出期間：令和8年2月2日から2月3日

選挙期日：令和8年2月8日

総代就任日：令和8年3月8日



○選挙区および総代定数

選挙区	選挙区域	定数
第1区	津田地区	6人
第2区	大川地区	13人
第3区	志度地区	19人
第4区	寒川地区	10人
第5区	長尾地区(二股土地改良区域を除く)	18人

○選挙権 土地改良区の組合員

○被選挙権 次に掲げる者は、総代の被選挙権はありません。

- ・土地改良区の組合員でない者
- ・未成年者
- ・拘禁以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでの者

○任期 4年間(令和8年3月8日～令和12年3月7日)

○主な業務

- ・組合員の代表として総代会に出席する。
- ・経常賦課金の滞納者宅へ訪問し、納付の催促を行う。
- ・地区内で農地転用などの申請があった場合、組合員もしくは行政書士等が持参した書類の内容と現況を確認し、署名・押印を行う。

○報酬 年額 5,000円

[問] さぬき市土地改良区 ☎ (087) 894-9213

農耕用トラクター等は標識(ナンバープレート)登録が義務付けられています

ご存じですか？

- ・現在使用していない車両でも、「所有」していれば課税されます。
- ・公道を走行しなくともナンバーの取り付けが義務付けられています。

ナンバープレート
ついてますか？

登録が必要な農耕用小型特殊自動車(課税対象車)

トラクター、コンバイン、田植機等で乗用装置があるもの

登録に必要なもの

- (1)車名、車体番号等のわかるもの(販売証明書、譲渡証明書など)
- (2)届出者の本人確認ができるもの(運転免許証など)



登録のできる場所

税額

税務課(本庁1階)、総合支所(寒川庁舎1階) 2,400円(毎年4月1日現在の所有者に課税)

登録がまだの方は、必ず標識(ナンバープレート)交付を受けましょう！

[問] 税務課 ☎ (087) 894-9210